厚生労働大臣が定める基準（看護）

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	日勤帯（朝 8 時 30 分～夕方 17 時）				夜間帯（夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分）		
4 北病棟	一般病棟 7：1 入院基本料 急性期看護補助体制加算 25：1	看護職員	1 人当たり	3 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	20 名以内			
4 南病棟		看護職員	1 人当たり	5 名以内	看護職員	1 人当たり	10 名以内
		看護補助者	1 人当たり	19 名以内			
5 北病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	17 名以内			
5 南病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	14 名以内
		看護補助者	1 人当たり	21 名以内			
6 南病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	18 名以内			
7 北病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	18 名以内			
7 南病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	18 名以内			
8 北病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	18 名以内			
8 南病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	18 名以内			
9 北病棟		看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	16 名以内
		看護補助者	1 人当たり	24 名以内			
5 西病棟	精神病棟 13：1 入院基本料 看護補助加算 2　50：1	看護職員	1 人当たり	9 名以内	看護職員	1 人当たり	15 名以内
		看護補助者	1 人当たり	50 名以内			
3 北病棟	救命救急入院料 3	看護職員	1 人当たり	4 名以内	看護職員	1 人当たり	4 名以内
NICU	新生児特定集中治療室管理料 2	看護職員	1 人当たり	3 名以内	看護職員	1 人当たり	3 名以内
9 南病棟	緩和ケア入院料 1	看護職員	1 人当たり	5 名以内	看護職員	1 人当たり	11 名以内